

# ○災害時の防災情報と5段階警戒レベルについて

町内で災害の発生が予測されるとき、舟形町が避難情報を5段階で発令し、防災行政無線や緊急速報メールなどでお知らせします。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保!	緊急安全確保
~~~~~ 〈警戒レベル4までに必ず避難!〉 ~~~~~			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

**【警戒レベル3】「高齢者等避難」や【警戒レベル4】「避難指示」で、声をかけあって安全に避難をしましょう。**

## 災害発生! どこに避難すればいい?

### ○自分で避難することが出来る方

町が指定する一般指定避難所に避難してください。  
舟形町生涯学習センター(長沢地区)、舟形町中央公民館(舟形地区)、舟形小学校(舟形地区)、舟形町富長交流センター(富長地区)、舟形町農村環境改善センター(堀内地区)  
※避難先は避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅やホテル・旅館に避難することなど、普段からどこに避難するかを決めておきましょう。

### ○一般指定避難所での避難生活が困難な乳幼児や高齢者、障がいのある方

福祉避難所「てとて」に避難してください。一般の避難所では生活に支障をきたす要配慮者に対し、人員や設備面で一定の配慮がされている施設です。次の方が優先的避難者です。

対象	区分	その他
乳幼児	0歳~1歳	○舟形町災害時要援護者避難支援プランに登録している方 ○妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者、その他上記手帳を申請中の方
高齢者	要介護3	
身体障がい者手帳保持者	手帳2級	
療育手帳保持者	手帳B	

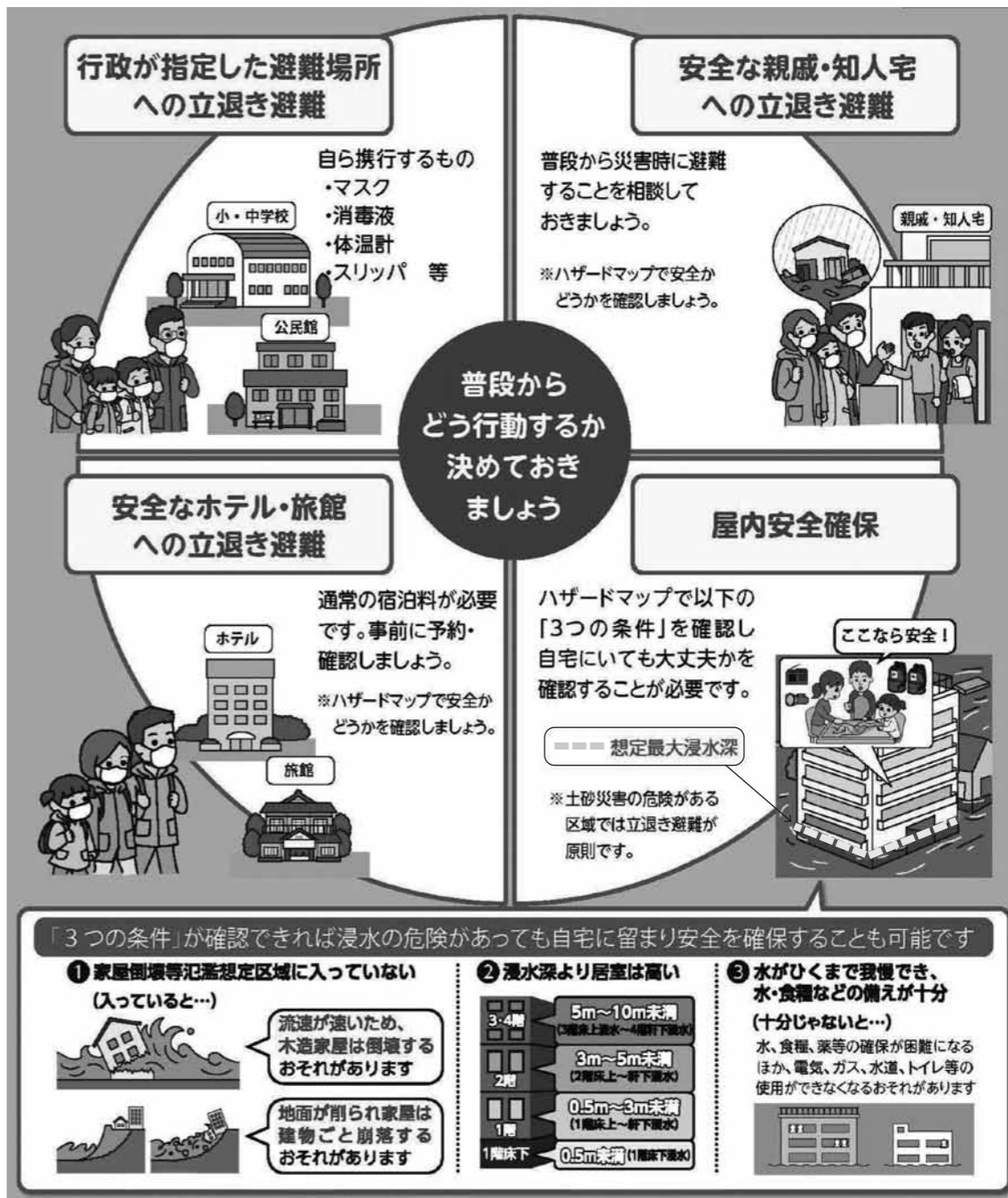
※避難する場合は、原則家族の付添いが必要で、避難中の看護なども家族でお願いします。乳幼児に兄弟がいる場合は、一緒に避難しても大丈夫です。

### ○新型コロナウイルスに感染している、またはその疑いのある方

老人いこいの家「清流荘」への避難をお願いします。避難する場合は事前に相談ください。

# ○避難には次の4つの行動があります

「避難」とは「難」を「避」けることです。安全な場所にいる人は避難する必要はありません。ハザードマップを確認!



自分の命は自分で守る!

「避難の準備」はできていますか?

▼問い合わせ先  
舟形町住民税務課危機管理室  
☎(32)0155



町職員防災訓練を行いました  
7月21日、豪雨災害を想定して職員非常招集訓練および指定避難所の開設訓練を実施しました。

近年、全国各地で地震や豪雨などの自然災害が多く発生しています。町でも、平成30年8月の豪雨災害や、令和元年10月の台風19号、令和2年7月豪雨など雨による災害が多く発生しています。  
実際に災害が発生する前に、どのように「避難の準備」をしているかで災害時の避難を円滑に行えるかが変わります。まずは「舟形町防災ハザードマップ」を確認し、みなさんが家庭や地域で災害に備えることが町全体の防災につながります。